

青森県報

第三千七十一号

平成二十一年
四月十三日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(健康福祉課)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課)	二
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(同)	三
障害福祉サービス事業者の指定……………	(同)	三
障害者自立支援法による相談支援事業者の指定……………	(同)	三
基本測量の終了……………	(監理課)	四
右 同……………	(同)	四
右 同……………	(同)	四
右 同……………	(同)	四
都市計画事業計画の変更認可……………	(都市計画課)	五
建設業者の許可の取消し……………	(東青地民局)	五
右 同……………	(同)	六
右 同……………	(下北地民局)	六

告 示

青森県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	ひらなない歯科医院	むつ市海老川町一四の一	平成 三・一・二六
変更後	上條ファミリー歯科		

青森県告示第二百六十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名 称 所 在 地	平成
有限会社マ	青森市東大野一	ヘルパー派 青森市小柳一丁	

ルシアン	丁自三のニグイ 一タ一〇一號	訪問介護	遣センター 結つこ	目一三の二八	三・三・三
医療法人社 団清泉会	五所川原市字芭 蕉一八の四	訪問看護	訪問看護 結つこ	五所川原市字芭 蕉一八の四	"
社会福祉法 人豊寿会	八戸市大字妙字 分枝二七の一	訪問介護	ヘルプフル 結つこ	八戸市大字妙字 分枝二七の一	三・三・四
合資会社バ アプリックケ	弘前市大字高崎 一丁目七の六	訪問介護	ケアプリック	弘前市大字高崎 一丁目七の六	三・三・六
株式会社住 まいる二十	弘前市大字小比 内五丁目二〇の	特定福祉 用具販売	株式会社住 まいる二十	弘前市大字小比 内五丁目二〇の	"

青森県告示第百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	指 定 年 月 日
株式会社東建 設計	八戸市沼館一丁 目一三の一〇	音寿園居宅介護 支援事業所	八戸市沼館一丁 目一〇の一三	平成 二・三・四	

青森県告示第百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十三日

氏名	名称又は 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	名称	所在地	指 定 年 月 日
青森市東大野一 丁目一三の三グ イーター一〇一 号	ヘルパー派 遣センター	訪問介護	青森市小柳一丁 目一三の二八	平成 三・三・三	
五所川原市字芭 蕉一八の四	訪問看護	訪問看護	五所川原市字芭 蕉一八の四	"	
八戸市大字妙字 分枝二七の一	訪問介護	訪問介護	八戸市大字妙字 分枝二七の一	三・三・四	
弘前市大字安原 三丁目三の一	介護用具 貸与	福祉用具貸 与事業所	弘前市大字安原 三丁目三の一	三・三・六	
弘前市大字高崎 一丁目七の六	介護予防 訪問介護	ケアプリック	弘前市大字高崎 一丁目七の六	"	
株式会社住 まいる二十	特定福祉 用具販売	株式会社住 まいる二十	弘前市大字小比 内五丁目二〇の	"	

青森県告示第百六十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指 定 年 月 日
ハッピー・ドラ ツク久須志店	青森市久須志三丁目一八の七	平成三・四・一

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百六十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ハッピー・ドラ ツク三内店	所 在 地	青森市大字三内字玉作二の七二	年 月 日	平成三・四・一
-----	------------------	-------	----------------	-------	---------

青森県告示第百七十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	社会福祉法 人共生会	北津軽郡鶴田町 大字鶴田字押上 五二	主たる事務 所の所在地	指定障害福祉サービス 事業者	障害福祉 サービスの 種類	名 称	自立訓練 （生活訓練 ）	所 在 地	指 定 年 月 日
	社会福祉法 人万陽会	弘前市大字原ヶ の平字山元二一 四					自立訓練 （生活訓練 ） はばた		
		五所川原市大字 五の五					五所川原市大字 五の五		平成 三・四・一
		弘前市大字文京 町四の三八					弘前市大字文京 町四の三八		"
		八戸市大字新井					八戸市大字新井		

株式会社バ ルーフ	八戸市大字新井 田字出口平一七	就労継続 支援A型	社サービス 事業所カクエ レストラン 茶居花	田字出口平三二 の二
--------------	--------------------	--------------	---------------------------------	---------------

株式会社バ ルーフ	八戸市大字新井 田字出口平一七	就労継続 支援A型	指定障害福 祉サービス 事業所ドッ グガーデン 茶居花	八戸市大字新井 田字出口平三六 の一
--------------	--------------------	--------------	---	--------------------------

社会福祉法 人生活・文 化研究所	三戸郡五戸町字 正場沢長根二〇	就労継続 支援B型	就労継続支 援B型事業 所移山寮	三戸郡五戸町字 正場沢長根二〇 の一
------------------------	--------------------	--------------	------------------------	--------------------------

社会福祉法 人愛生会	五所川原市大字 金山字千代鶴一 四二	自立訓練 （生活訓練 ）	タワーつばき	五所川原市大字 漆川字玉椿七 一
---------------	--------------------------	--------------------	--------	------------------------

社会福祉法 人愛生会	五所川原市大字 金山字千代鶴一 四二	共同生活 介護	つばき寮	五所川原市大字 漆川字玉椿七 一
---------------	--------------------------	------------	------	------------------------

社会福祉法 人愛生会	五所川原市大字 金山字千代鶴一 四二	共同生活 介護	あさひ寮	七ツ館字虫流五 二の〇
---------------	--------------------------	------------	------	----------------

社会福祉法 人七峰会	弘前市大字下白 銀町二一の八	就労継続 支援B型	就労サポー トひろさき	弘前市大字熊嶋 一字亀田一八四 の八
---------------	-------------------	--------------	----------------	--------------------------

社会福祉法 人一葉会	弘前市大字福村 八字新館添五〇	生活介護	多機能型障 害福祉サー ビス事業所 りんごの里	弘前市大字高八 の字尾上山九四 八の一
---------------	--------------------	------	----------------------------------	---------------------------

社会福祉法 人一葉会	弘前市大字福村 八字新館添五〇	就労移行 支援	多機能型障 害福祉サー ビス事業所 りんごの里	弘前市大字高八 の字尾上山九四 八の一
---------------	--------------------	------------	----------------------------------	---------------------------

社会福祉法 人一葉会	弘前市大字福村 八字新館添五〇	就労継続 支援B型	多機能型障 害福祉サー ビス事業所 りんごの里	弘前市大字高八 の字尾上山九四 八の一
---------------	--------------------	--------------	----------------------------------	---------------------------

特定非営利 活動法人あ いっおの	つがる市木造柴 田弥生田二の一	就労継続 支援B型	就労継続支 援センター 家のまわりの	つがる市木造柴 田弥生田二の一
------------------------	--------------------	--------------	--------------------------	--------------------

青森県告示第百七十一号

社会福祉法 人一葉会	弘前市大字福村 八字新館添五〇	就労移行 支援	多機能型障 害福祉サー ビス事業所 りんごの里	弘前市大字高八 の字尾上山九四 八の一
社会福祉法 人一葉会	弘前市大字福村 八字新館添五〇	就労継続 支援B型	多機能型障 害福祉サー ビス事業所 りんごの里	弘前市大字高八 の字尾上山九四 八の一
社会福祉法 人一葉会	弘前市大字福村 八字新館添五〇	就労継続 支援B型	多機能型障 害福祉サー ビス事業所 りんごの里	弘前市大字高八 の字尾上山九四 八の一
特定非営利 活動法人あ いっおの	つがる市木造柴 田弥生田二の一	就労継続 支援B型	就労継続支 援センター 家のまわりの	つがる市木造柴 田弥生田二の一

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十一条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	相談支援事業を行う事業所	年月日
名称	名称	所在地
社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字鎌谷町五〇二の五
社会福祉法人白生会	相談支援事業所 けやき	五所川原市字敷島町一の三
特定非営利活動法人あーる	ぴーた支援セン	五所川原市若葉三丁目四の三
五所川原市字鎌谷町五〇二の五	五所川原市字敷島町一の三	平成二〇一
五所川原市字敷島町一の三	五所川原市字鎌谷町五〇二の五	三・四・一
五所川原市字鎌谷町五〇二の五	五所川原市字敷島町一の三	三・四・一
五所川原市字鎌谷町五〇二の五	五所川原市字敷島町一の三	三・四・一
五所川原市字鎌谷町五〇二の五	五所川原市字敷島町一の三	三・四・一

青森県告示第二百七十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（空中写真撮影及びデジタルオルソ作成作業）
- 二 作業期間
平成二十年七月十一日から平成二十一年三月十九日まで
- 三 作業地域
三沢市
むつ市
上北郡 東北町

- 上北郡 七戸町
- 上北郡 野辺地町
- 上北郡 横浜町
- 上北郡 六ヶ所村
- 下北郡 東通村

青森県告示第二百七十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）
- 二 作業期間
平成二十年四月七日から平成二十一年三月二十四日まで
- 三 作業地域
県内全域

青森県告示第二百七十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（精密水準測量）
- 二 作業期間
平成二十年四月二十一日から平成二十一年三月十九日まで
- 三 作業地域
八戸市

青森県告示第二百七十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

二 作業期間

平成二十年四月二十一日から平成二十一年三月十九日まで

三 作業地域

- むつ市
- 弘前市
- 青森市
- 黒石市
- 三沢市
- 十和田市
- 八戸市
- 下北郡 風間浦村
- 下北郡 東通村
- 北津軽郡 中泊町
- 西津軽郡 深浦町
- 西津軽郡 鱒ヶ沢町
- 南津軽郡 大鰐町
- 東津軽郡 平内町
- 三戸郡 五戸町
- 三戸郡 田子町

青森県告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市

計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十一年三月三十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画下水道事業（八戸市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和三十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十九年三月三十日青森県告示第二百四十七号）の事業地のうち大字新井田字鷹待場、字中ノ森において事業地を変更し、八太郎一丁目、八太郎二丁目、八太郎三丁目、八太郎五丁目、八太郎六丁目を加える。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社千里

二 代表者の氏名 神山 光司

三 主たる営業所の所在地 青森市桂木三丁目二の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一〇〇三八一号

五 取消年月日 平成二十一年三月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社アイ・リッシュホーム

二 代表者の氏名 波多野 進

三 主たる営業所の所在地 青森市緑三丁目一〇の六

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一〇〇二二九号

五 取消年月日 平成二十一年三月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社吉田工業ヤマヨシ

二 代表者の氏名 吉田 弘勝

三 主たる営業所の所在地 むつ市大畑町本町六一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一五 九九号

五 取消年月日 平成二十一年三月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、左官、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装、板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭